

市営千城台第3団地駐車場敷地利用者募集要項

千葉市都市局建築部住宅整備課が行う駐車場敷地利用者（以下「賃借人」という。）の募集に参加される方は、次の各事項をご確認の上、お申込みください。なお、契約締結にあたり原則として連帯保証人が必要となります。

1 入札物件

物 件 NO	名 称	所在地	地 目	貸付面積	最低価格 (m ² あたり ／年間)
①	市営千城台第3 団地駐車場敷地	千葉市若葉区 千城台南2丁目 313番13 外3筆の各 一部	宅 地 雜種地	最大 322.77 m ² 迄	697円
②				最大 495.24 m ² 迄	

2 日 程

日程は、次のとおりです。

項 目	日 程
申込受付期間	令和8年2月9日（月）～2月20日（金）まで (閉庁日を除きます、各日受付は午後5時まで)
入札書等提出期限	令和8年3月5日（木） 午後5時（必着）
入札書等提出方法	郵送（書留郵便に限る）又は持参
開札日時及び場所	令和8年3月6日（金）14時 住宅整備課
契約の締結期限	令和8年3月31日（火）

3 入札参加資格

応募する方は、次に掲げる全ての条件を満たすものとします。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 法人市民税又は個人市民税の未納がないこと。
- ③ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

4 契約上の条件等

（1）貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）238条の5第1項の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）です。

（2）貸付期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日とし、更新はできないものとします。

（3）貸付料

① 貸付料等

使用する面積のm²当たりの額が千葉市の設定する最低価格以上で、最高の入札価格をもって貸付料（年額）とします。

貸付料は別途発行する納入通知書により、指定期日までに納入してください。また、既に納付した貸付料は返還しません。

② 必要経費等

駐車場の維持管理に必要とする経費は賃借人の負担とします。

③ 延滞金

納入通知書により指定期日までに支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して支払わなければなりません。

（4）契約保証金

- ① 契約締結と同時に契約保証金として契約総額（落札金額）の10分の1以上の額を納入してください。
- ② 契約保証金は、貸付料の納入が遅延した場合においてこれを充当するほか、貸付けに伴う一切の損害賠償に充当します。
- ③ 契約保証金は本件契約期間が満了したとき、貸付物件の原状回復を確認後、落札者の請求に基づき利息を付さずに返還します。
- ④ 落札者が本件契約上の義務を履行しないときは、千葉市は本件契約を解除します。この場合、納入された契約保証金は千葉市に帰属することになります。

（5）使用上の制限

次のことを遵守してください。

- ① 貸付物件を駐車場敷地以外の用途に供してはならないこと。
- ② 駐車場敷地の利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならないこと。
- ③ 駐車場敷地への出入口は、敷地内の無断駐車予防及び不法投棄防止、並びに団地居住者の安全性を担保するため、通行時以外は出入口を閉鎖すること。
- ④ 最大面積以下で契約した場合、貸付面積の範囲を遵守して使用すること。

（6）現状有姿での貸付

- ① 土地は、現状有姿で越境物、工作物等（既存フェンス、擁壁、樹木など）を含めた貸付となります。
- ② 地盤、地下埋設物、土壤等の調査は実施しておりませんので、事前に調査をされる方は、必ず住宅整備課へご連絡の上、実施するようにしてください。
- ③ 電気・上下水道・ガス等の引き込み、樹木伐採、その他入札物件を使用するために必要な手続き及び費用は、落札者負担となります。
- ④ 必ず現地及び関係規制等をご確認してください。
- ⑤ 貸付物件について、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、全て落札者において行っていただきます。

(7) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 駐車場敷地の維持管理については、草刈・清掃等適切に行うこと。
- ② 車両の通行にあたっては、事故防止など、安全に十分配慮すること。
- ③ 駐車場敷地への出入口は、敷地内の無断駐車予防及び不法投棄防止、並びに団地居住者の安全性を担保するため、通行時以外は出入口を閉鎖すること。
- ④ 騒音等、周辺住民からの間合せ及び苦情が発生しないように努めること。万一発生した場合には、賃借人の責任において速やかに対応すること。
- ⑤ 出入口の閉鎖方法は、賃借人の責任において、施錠設備の設置及び施錠管理を適切に行うこと。

(8) 原状回復

賃借人は、貸付期間が満了する翌日までに原状回復をしてください。

5 入札申込手続

(1) 申込方法

申込受付期間内に、必要な書類を郵送(2月20日(金)必着)又は持参してください。
受付が完了しましたら、受付済みの申込書の写しをお渡しします。
なお、郵送の場合は、受付済みの申込書の写し返信用の切手(110円分)を貼付し、
宛名を明記した返信用封筒を同封してください。

(2) 申込受付期間

令和8年2月9日(月)～令和8年2月20日(金)
(ただし、上記期間のうち閉序日を除く、午前9時～正午・午後1時～午後5時)
※電話、FAX、Eメール等による受付は行いません。

提出先 〒260-8722
千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市役所4階
都市局建築部住宅整備課宛て

(3) 必要な書類(各1部)

- ① 入札参加申込書
 - ② (申込人が千葉市以外に「個人市民税又は法人市民税」を納付している場合)
「個人市民税又は法人市民税」納税証明書等の添付
 - ③ (個人の場合)官公署が発行した住所入り本人証明書類の提示又は写しの添付
(法人の場合)法人登記事項証明書等の添付
- ※ ②③の証明書については、いずれも発行後3か月以内のものを提出してください。

6 入札の手続

(1) 入札方法等

- ① 入札及び開札は、郵便等による**非参考型入札**で行う。

- ② 入札書に記載する入札金額は、「**貸付期間における(1ヶ年)貸付料の金額**」を記載してください。
- ③ 内訳書に「使用面積」及び「面積計算式」、「m²当たりの額」「入札金額」「敷地内の利用配置図」を記載してください。
- ④ 代理人に委任される場合は、委任状が必要になりますので、必要事項を記載し、記名押印してください。
- ⑤ 提出された入札書の書換え、引換え又は撤回はできませんので、十分ご注意ください。

(2) 入札時に持参する書類

- ① 入札参加申込書の写し
- ② 入札書
- ③ 内訳書
- ④ 委任状 ※代理人に委任される場合
- ⑤ 誓約書

(3) 入札保証金

入札保証金の納付は免除しますが、落札者が契約を締結しない場合には、落札額の100分の3の金額を違約金としていただきます。

7 落札者の決定

- (1) m²当たりの額が千葉市の設定する最低価格以上で、最高額の入札価格をもって貸付料(年額)とします。
- (2) 落札者となるべき方が2人以上いるときは、「くじ」によって落札者を決定します。
- (3) 入札終了後、契約締結の手続きに入ります。
- (4) 2回の入札で落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないときは、地方自治法施行令に基づき、随意契約へ移行することがあります。

8 入札結果の公表

千葉市ホームページ上において、内容（入札参加者数、落札者名及び落札金額）を後日公表します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない事業者の入札
- (2) 記名押印を欠く入札
- (3) 誤字または脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (4) 明らかに連合であると認められる入札
- (5) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は二通以上の代理をした者の入札
- (6) 積算内訳書及び誓約書の提出を求めている入札において、その提出がない入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

10 契約の締結等

- (1) 落札者は令和8年3月17日（火）までに「普通財産借受申請書」を関係書類添付のうえ、提出して下さい。
(この際、連帯保証人の固定資産税の納税証明書の提出が必要となります。(普通財産借受申請書参照))
- (2) 令和8年3月31日（金）までに落札者が契約を締結しないとき、又は契約締結後に中途で契約を解約したときは、その事実があった日から1年間において、駐車場利用者の募集に関する入札には参加できなくなります。
- (3) 契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。
- (4) 契約締結と同時に別途発行する納入通知書により『契約保証金』を納入して下さい。
- (5) 「貸付料」は別途発行する納入通知書により指定期日までに納入して下さい。

1.1 その他

本件入札・契約にあたっては、この要項に定めるもののほか、地方自治法、千葉市契約規則、千葉市公有財産規則等の法令を遵守してください。

募集に関する問合せ先
千葉市都市局建築部住宅整備課施設班
電話（043）245-5851

地方自治法施行令（抜粋）

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(昭三八政三〇六・全改、平一二政三七・平二〇政二五・平二六政三四五・一部改正)

千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市（以下「本市」という。）が締結する貸付、貸借、請負その他の契約（以下「本市契約」という。）の適正な履行を確保するため、本市契約から暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の介入を排除する措置について、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(千葉県警察への照会)

第2条 市長は、千葉県警察（以下「県警」という。）以外の機関等から本市契約における競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）、若しくは本市契約又は本市契約に関連する契約を締結し、又は締結しようとするものが別表に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）に該当する旨の情報提供があったときは、「千葉市が締結する競争入札等における暴力団排除措置に関する合意書」（以下「合意書」という。）に基づき、県警に対して照会するものとする。

(入札からの排除)

第3条 市長は、本市契約のために一般競争入札又は指名競争入札を行うに際し、入札参加資格を有するとされた者が契約締結までの間に、措置要件のいずれかに該当するもの（以下「措置要件該当者」という。）であると認められたときは、その者の入札参加資格の取消し又は指名の取消し、若しくは落札決定を取消すものとする。

- 2 前項の規定は、措置要件該当者を構成員に含む共同企業体及び官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合（以下「官公需適格組合」という。）についても適用する。
- 3 市長が第1項から前項までの規定により入札参加資格の取消し又は指名の取消し、若しくは落札決定の取消しを行なったときは、当該措置要件該当者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、当該通知を省略することができる。

(指名停止等)

第4条 市長は、有資格業者が措置要件該当者であると認められたときは、同表に定める期間、当該有資格業者に対し千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領及び千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）に基づき指名停止を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体及び官公需適格組合について、当該有資格業者と同一期間指名停止を行うものとする。
- 3 市長が指名停止を行ったときは、本市契約のために一般競争入札を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者の入札参加資格を認めてはならない。

- 4 市長が指名停止を行ったときは、本市契約のために指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。
- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、別表に定められた期間を経過し、かつ、改善されたと認められるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。
- 6 市長は、第1項又は第2項の規定により指名停止を行い、若しくは第5項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、当該通知を省略することができる。

(随意契約の相手方の制限)

- 第5条 市長は、次に掲げる者を随意契約の相手方としてはならない。
- (1) 第4条第1項及び第2項の規定による指名停止の期間中の有資格業者
 - (2) 有資格業者以外のもので、措置要件該当者であると認められた者
 - (3) 前2号に該当する者を構成員に含む共同企業体及び官公需適格組合

(下請負の禁止)

- 第6条 市長は、前条各号に掲げる者が本市契約の全部若しくは一部を下請（二次下請等も含む。）し、又は受託することを承諾しないものとする。

(各所属長への通知)

- 第7条 契約課長は、第4条第1項又は第2項の規定により指名停止を行い、若しくは同条第5項の規定により指名停止を解除したときは、各所属長に通知するものとする。また、有資格業者以外のものが、措置要件該当者であると認められたとき、又は当該措置要件該当者が措置要件に該当しなくなったと認められたときは、各所属長に通知するものとする。

(工事若しくは業務の妨害又は不当要求の際の措置)

- 第8条 市長は、本市契約の受注業者又は下請業者が、暴力団による工事若しくは業務の妨害又は不当要求を受けた際は、市長への報告を求めるとともに、警察への被害届の提出を指導するものとする。また、当該業者に対し、工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 市長は、本市契約の受注業者の下請業者が、暴力団による工事又は業務の妨害若しくは不当要求を受けた際は、当該下請業者に対し受注業者へ速やかに報告を行うよう、受注業者に指導を求めるものとする。

(契約の解除)

- 第9条 市長は、受注者（受注者が共同企業体又は官公需適格組合であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が次の各号に該当するときは、契約を解除し、指名停止措置要領に基づく措置を行うことができる。

- (1) 措置要件該当者であると認められたとき。
- (2) 下請契約又は、資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が別表第1号から第5号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (3) 前号に該当する場合のほか、発注者から、措置要件該当者を相手方とする下請契約又は資材、

原材料の購入契約その他の契約の解除を求められたにも関わらず、これに従わなかったとき。

(外郭団体等への協力要請)

第10条 市長は、第4条の規定により指名停止等を行ったとき、又は有資格業者以外のものが措置要件に該当すると認められたときは、本市の外郭団体（千葉市外郭団体指導要綱において別表に掲げる法人をいう。）及び指定管理者に対して同様の措置を行うよう要請するものとする。

(関係機関への協力要請)

第11条 市長は、この要綱に基づく措置を実効あるものとするため、県警及びその他関係機関への積極的な協力を要請するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定については、この要綱の施行の日以降に締結する本市契約について適用し、同日前に締結する本市契約については、なお従前の例による。

2 千葉市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成11年12月1日施行）は廃止する。

別表

措 置 要 件	期 間
1 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者を、法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員であるとき	当該認定をした日から12か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
2 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき	当該認定をした日から6か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
3 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき	当該認定をした日から6か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
4 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき	当該認定をした日から6か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
5 法人等の役員等が、暴力団、暴力団員又は1から4に該当する法人等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき	当該認定をした日から6か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで